コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2016 年 10 月 5 日
株式会社ネオジャパン
代表取締役社長　齋藤 晶議
問合せ先：　045-650-5917
証券コード：3921
http://www.neo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社の経営理念は、「リアルなＩＴコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する」であります。
この経営理念のもと、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
齋藤　晶議（戸籍名：齊藤　章浩）	464,000	38.88
大坪　慶穣（戸籍名：大坪　克也）	210,000	17.59
松倉　二美	92,000	7.71
株式会社プロシードゥス	75,000	6.28
日本証券金融株式会社	38,900	3.26
ビットアイル・エクイニクス株式会社	22,000	1.84
ネオジャパン従業員持株会	16,300	1.36
後藤　健	16,000	1.34
大神田　守	14,000	1.17
野村證券株式会社	12,200	1.02

支配株主名	―

親会社名	なし

補足説明

―

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	マザーズ
決算期	１月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満上
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	８名
定款上の取締役の任期	２年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	５名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎　博史	税理士											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎　博史	○	―	税理士として数多くの顧問先関わっている経験を元に、幅広いビジネスに関する知見及び経営全般に関する見識を当社の経営強化に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	上限の定めはない
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役につきましては、常勤1名、非常勤2名の計3名で監査役会が構成されており、3名とも社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しているほか、監査役会を原則として月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行っております。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査役は会計監査人から会計監査の結果報告を受けるとともに、会計監査の一環として把握された内部統制の運用状況についての報告を受けております。

内部監査につきましては、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、内部監査を実施しております。監査役は、必要に応じて内部監査担当者から内部監査の状況の報告を受けております。

上記のほか、監査役、会計監査人、内部監査担当者は監査の有効性および効率性を高めることを目的として定期的に三様監査会議を開催し、それぞれの監査で得られた情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	３名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾　勤	他の会社の出身者													
藤井　正夫	弁護士													
岩崎　俊男	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾　勤	○	―	金融機関等における豊富な経験と幅広い見識などに基づき、社外監査役としの職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
藤井　正夫	○	―	弁護士としての豊富な経験と知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
岩崎　俊男	○	―	金融機関等における豊富な経験と幅広い見識および他社の監査役としての経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	４名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定された限度額の範囲内で、経営内容及び経済情勢を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部および経営企画室が行っております。また、非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

１．取締役会

取締役会は、取締役５名（うち社外取締役１名）で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として月１回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催し、経営意思決定の迅速化を図っております。

２．監査役及び監査役会

監査役会は、監査役３名（うち社外監査役３名）で構成され、そのうち１名は常勤監査役であります。監査役会は原則として月１回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。また、常勤監査役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を充分に監査できる体制となっております。

３．内部監査担当

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者２名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、内部監査を実施し、代表取締役に監査結果を報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。また、内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役５名（うち社外取締役１名）による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、３名全員が社外監査役である監査役による業務執行の客観的･中立的な監査のもと経営の公正性と透明性を維持しており、効率的な経営システムと経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断し、上記の体制を選択しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につきましては、集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していくべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。

２．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	本決算及び第２四半期決算発表後に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにＩＲ情報ページを設け、決算短信、決算説明会資料および適時開示資料等を掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当いたします。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの的確な理解を得るため、企業活動における会社情報の適時・適切な開示に取り組んでいく方針であります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備を図るための基本方針として、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議しております。当方針の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図れるよう監督する。

(2) 監査役は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

(3) 使用人の職務の効率性と適切な執行を確保するために定めた職務分掌と決裁権限の遵守を徹底するよう社内教育を実施する。また、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報セキュリティに関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。

(2) 取締役および監査役がこれらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役に報告する。

(2) 取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、業務分掌規程および決裁権限基準により、職務分掌および職務権限・責任を明確にするとともに、取締役会規程、稟議規程等によって意思決定のルールを整備し、適正かつ効率的に業務が遂行される体制を整備する。

(2) 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
(3) 中期経営計画および年度予算を設定し、実績との比較を実施してすることによって業務の実績管理を行う。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社またはグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を整備する。
(2) グループ会社に取締役または監査役を派遣し、当社グループ全体のリスクの抑止を図る体制を整備する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
(2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
(3) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動および評価については、監査役の同意を得て実施する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び使用人は、監査役または監査役会に対し、以下の事項について報告する。
ア. 経営状況に関わる重要な事項
イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ウ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
エ. コンプライアンス上重要な事項
オ. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
カ. その他、監査役会で定める事項
(2) 監査役は、その判断に基づき、取締役および使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。
(3) 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。
(4) 前各号の報告を行った者は、当該報告を理由に、不利な取扱いを受けない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は内部監査担当者との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長、及び監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
(2) 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

(3) 監役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、経理規程に基づく社内手続により適正に処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
(1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
(2) 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
(3) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報報収集を図れる体制を整備する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断することを基本方針としております。
当社は、管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集、相談を図れる体制を整備しております。また、同センターが開催する「不当要求防止責任者講習」を受講することで、反社会的勢力による被害を防止する体制の構築に努めております。
また、「反社会的勢力調査マニュアル」を作成し、新規取引先については、上記で社内に蓄積されている情報や日経テレコンの記事検索等を利用して、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する「取引基本契約」やサービス利用約款において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込むこととしております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

―

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【模式図(参考資料)】

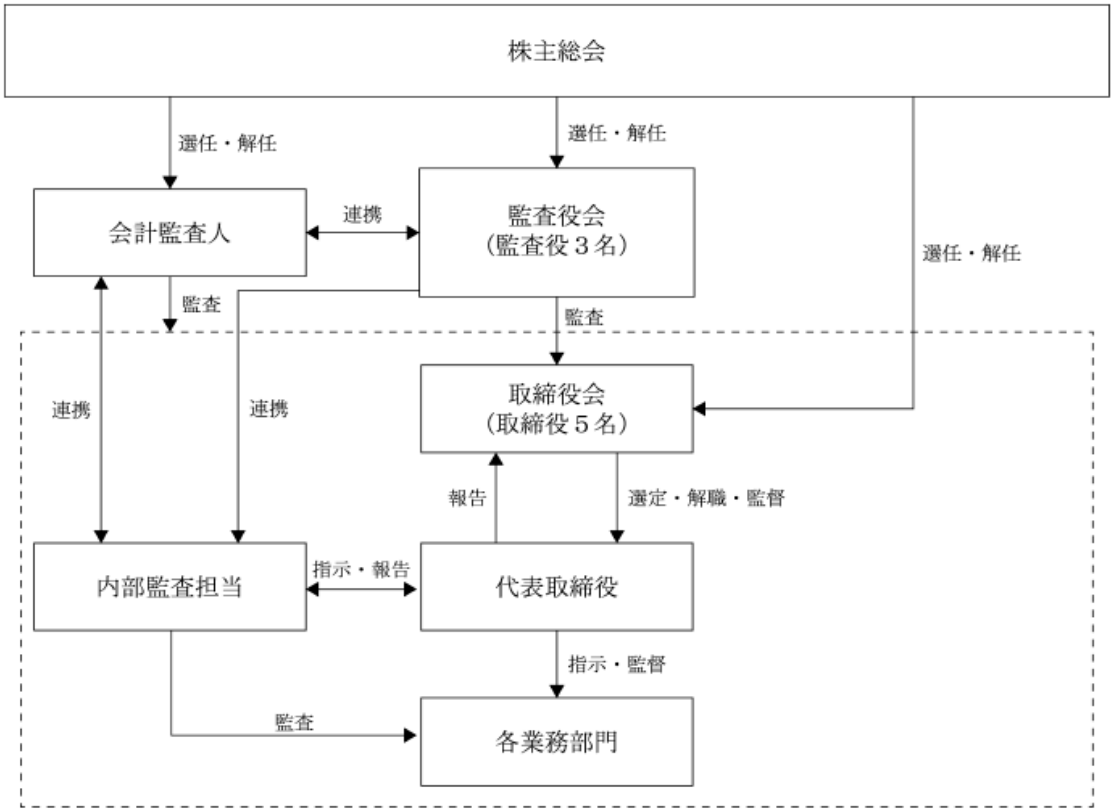
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
連携
監査役会
（監査役３名）
監査
監査
連携
連携
取締役会
（取締役５名）
報告
選定・解職・監督
内部監査担当
指示・報告
代表取締役
指示・監督
監査
各業務部門

【適時開示体制の概要（模式図）】

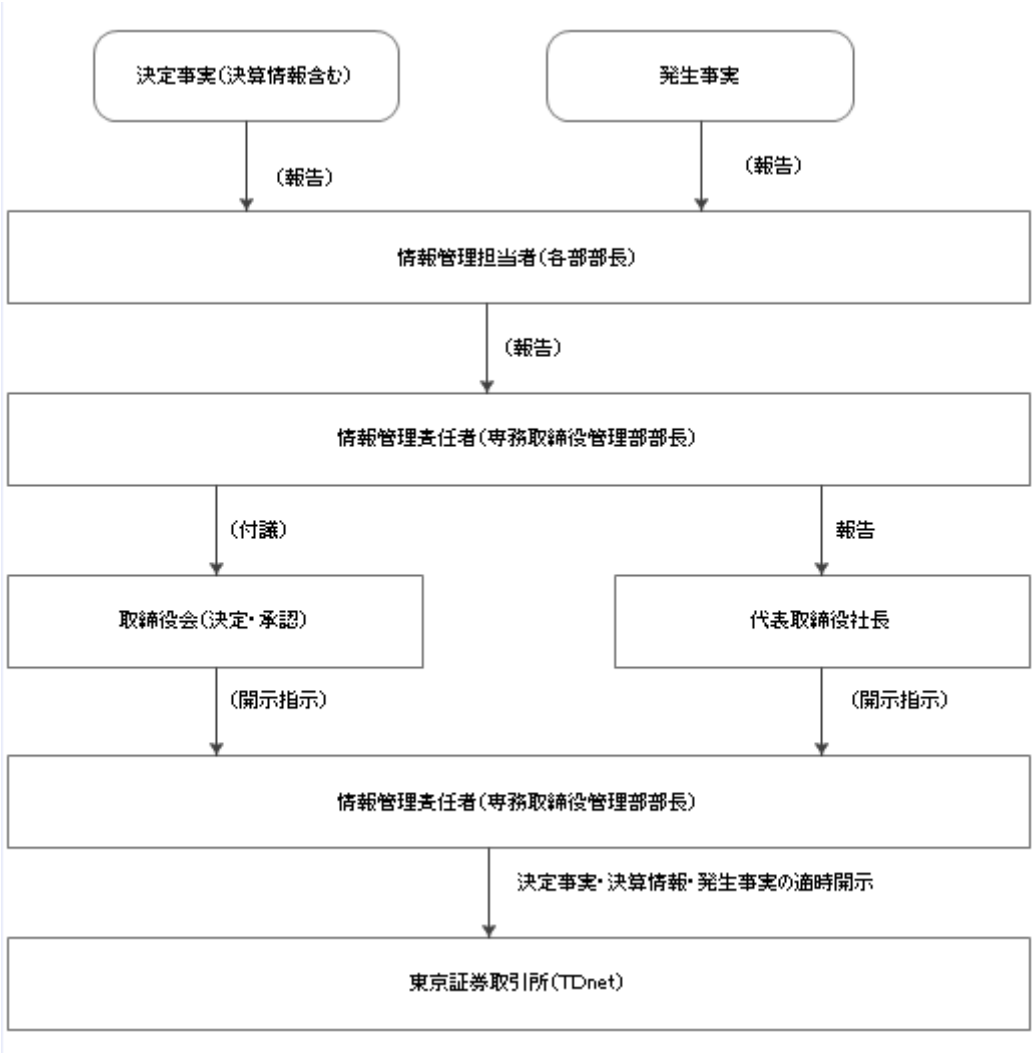

以上